

## 第400回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年3月25日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1番 江口勘四郎委員      2番 長沼健司委員      3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員      5番 山口久志委員      6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員      8番 松田陽一委員      9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員      11番 鈴木萬四郎委員      12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員      14番 原田広幸委員      15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 8人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、金子俊信推進委員、齋藤吉昭推進委員

鈴木憲一推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第454回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第455回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 第456回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程10 報告第4号 非農地証明書の交付について

日程11 報告第5号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

## 7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、3月17日に告示になりました、第400回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年3月17日、上山市農業委員会告示第5号により、令和4年3月25日、第400回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年3月17日付け農委第234号をもって、第400回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第400回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、5番、山口久志委員、13番、後藤敏秀委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。5件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、会社員兼農業であります。金瓶地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、鈴木萬四郎委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月23日に〇〇さんとお会いしてきました。この土地は〇〇さんの自宅に隣接しております。現在は更地・草地であり、自分できれいにして栗、野菜を作りたいとのこと。要件をすべて満たしており許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許しま

す。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲渡人及び譲受人はそれぞれ〇〇氏、農業、及び〇〇氏、会社員兼農業であります。細谷地内の田計2筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号2及び3について、現地調査の結果を報告します。3月22日に〇〇さん、〇〇さんと面談・現地確認してきました。〇〇さんは通いながら農業をしております。〇〇さんの土地は〇〇さん土地の作り合わせとなっており、今回、松沢の土地改良事業に合わせて交換するものです。今後、〇〇さんの土地は松沢の事業により1枚に集積になる予定です。要件をすべて満たしており許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2及び3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号4及び5については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたしますが、木村辰也委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、木村委員の退席を求めます。

(木村(辰)委員、退席)

議長 それでは、整理番号4及び5について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について説明いたします。譲渡人及び譲受人はそれぞれ〇〇氏、無職、及び〇〇氏、無職であります。久保川地内の畑計4筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載の

とおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。3月18日に調査を行いました。隣接する農地について集約化を図るための移転となります。これまで交換して作っていましたが、今回、正式に手続きを行うものです。許可相当と考えます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号4及び5については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、木村委員の着席を許可します。

(木村(辰)委員 着席)

議長 次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。整理番号1及び2について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、無職、及び〇〇氏、公務員、借り人は〇〇氏であります。美咲町一丁目地内の畑3筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。8番、松田陽一委員。

松田委員 3月23日に〇〇氏と現地で面談しました。要件をすべて満たしており許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号4及び5については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第454回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第454回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。5件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。相生地内の田6筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲受人は有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は〇〇氏、及び〇〇氏でございます。川口及び藤吾地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4及び5については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。藤吾地内の田3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4及び5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第455回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第455回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。10件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。金谷地内の田2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。相生地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。関根地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定新規就農者、貸し人は〇〇氏であります。皆沢地内の畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定新規就農者、貸し人は〇〇氏で、両者は孫と祖父の関係です。中山地内の畑12筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。須田板地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7から9については関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号7から9について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。関根及び三上地内の田4筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7から9については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号10について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号10について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。上生居地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号10については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第456回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第456回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の9ページをお開きください。6件の申請がございました。農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。皆沢及び檜下地内の田6筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細について

は議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、貸し人は〇〇氏であります。原口地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。金生及び宮脇地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏でありま

す。牧野地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第454回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、相生地内の田6筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。14件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号9については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。6件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏です。赤坂及び藤吾地内の畑7筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏です。金生東二丁目地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏です。

牧野地内の畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両

者は親子であります。先ほど議決いただきました、第455回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、中山地内の畑12筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号5について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両

者は親子であります。先ほど議決いただきました、農地法第3条の所有権移転に伴い、久保川地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両

者は親子であります。先ほど議決いただきました、第456回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定に伴い、原口地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容につい

ては事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。楢下地内の畑1筆について申請があったものです。昭和47年から農作業小屋として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第5号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。届出者は〇〇氏、施工者は有限会社〇〇<sup>ゆうげんかいしや</sup>であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時18分)

議事録署名委員

議事録署名委員